

## 香川県消費生活審議会委員からの計画案に対する意見等

	委員名	ページ	意見等	対応
1		P39	3【1】(1)アの8行目の赤字挿入部分「民法改正による成年年齢引き下げをはじめとする」について、次の文章「児童・生徒を取り巻く環境の変化・・・」のつながりがうまく表現できないのではないか。(成年年齢引き下げは児童は対象外) ※ 宮武委員も同様の意見	今回追記の「民法改正による成年年齢引き下げをはじめとする」については、「第2 消費者を取り巻く環境と課題」への対応として記載しているものであるが、「児童」とのつながりを考慮して「成年年齢の引き下げや社会のデジタル化など」に修正する。
2	北村委員	P45 P46	【2】(1)と(2)の表の2段目「若者向け消費生活講座」について、「取組項目」が同じ表現となっているが、「取組内容」は異なっているので、内容に合わせた項目にしてはどうか。	同じ「取組項目」であっても、様々な対象に対して実施しており、計画の記載している場所に合わせて分かりやすいように表現を変えているところであることから、現状のままとさせていただきたい。 なお、その他の「取組項目」についても同様の取り扱いとしており、同様の対応としたい。
3		P49	【4】(3)の表の3段目「消費生活に関する資格取得応援講座」について、「消費者団体と連携して」は「香川県消費者団体連絡協議会」と明記すべきでないか。	当該事業は「香川県消費者団体連絡協議会」に委託し、「(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会[NACS]西日本支部」の協賛を得て実施しているものであり、計画期間中に様々な消費者団体と連携する可能性があることから、現状のままとさせていただきたい。
4	大部委員	P52	【5】(2)について、県の委託で県消費者団体連絡協議会が資格取得のための応援セミナーを実施している。消費生活相談員、消費生活アドバイザーは消費生活コーディネーターと表記されるものに含まれているのか、別物か。前回審議会の事務局説明ではコーディネーターは資格とは違うような説明ではなかったか。	「消費生活相談員」と「消費生活アドバイザー」は消費者からの消費生活相談などに対応する者が持つ資格である。 「消費生活コーディネーター」は、特に資格があるわけではなく、消費者教育を担う多様な関係者をつなぎ、調整する役割を担う者のことをいうものである。 「消費生活相談員」が「消費生活コーディネーター」の役割を担う場合もあると考える。
5		—	県民の一番関心の高い「食の安全」に対する取組みは「くらしのセミナー」の「出前講座」だけか。消費者教育で大切ではないか。	「食の安全」に関しては、その他の消費者教育も含めて、県ホームページ等での情報提供や「くらしのセミナー」以外での講習会を実施していることから、P44の表にその取組みを追記した。

	委員名	ページ	意見等	対応
6	岡委員	—	資料1「計画の概要」の「第4 消費者教育の推進」のうち、「2.消費者教育推進のための基本方針」については、全ての課題を対象としているとして「(④⑧⑨⑩⑬)」は不要ではないか。	委員ご指摘のとおり、「2.消費者教育推進のための基本方針」については、全ての課題を対象としているが、当該箇所は、計画 P38 のなお書き部分について記載しており、「(④⑧⑨⑩⑬)」の課題は【1】～【5】全てに共通するものとして以後の記載は省略するという趣旨で記載させていただいている。 全ての課題に対応していることが分かるよう①～⑯の記載が必要であることから、現状のままとさせていただきたい。
7		P37 P38	「第4 1.消費者教育の目指すもの」では、法の趣旨と国の基本方針を踏まえて、「県では、・・・展開・・・」となっているが、ここに県としても実際に起こっている消費者トラブルやその被害を少しでも減らしていくためといった想いをいれてはどうか。	委員ご指摘のとおり、県としての施策の展開をするに当たって、国の動きだけを受けているため、前述の第2、第3で記述した本県の現状と課題を踏まえた対応をする旨の記載を追記する。
8	宮武委員	P38 以降	「2.消費者教育推進のための基本方針」の「なお書き」で社会情勢の変化については、「3.消費者教育推進のための施策展開」の全ての表現に影響するものとして記載していることから、3における「社会の進展」や「社会情勢の変化」等は重複する表現となるので、削除した方がいいのではないか。	「3.消費者教育推進のための施策展開」における「社会の進展」や「社会情勢の変化」等については、委員ご指摘のとおり削除した。
9		P44	「3.【1】(2)オ その他」3行目では「・・・知識を持った人材を育成する」と「・・・資格取得応援講座」を修飾しているが、直下の表の「取組内容」と表現が合わないので、表現を合わせてはどうか。	委員ご指摘のとおり、P44最後の表「消費生活に関する資格取得応援講座」の取組み内容について、表現を合わせるよう修正した。
10		P45	「3.【2】(2)」1行目「学生の消費者としての権利と責任が大きく変化し、」について、成人年齢引き上げがクローズアップされた当該計画(案)において、誤解の恐れがあるので、「自立した消費者としての」に修正してはどうか。	委員ご指摘のとおり修正した。
11		P46	P46「3.【3】(1)」の5～6行目「※ 児童福祉法第16条に基づき、・・・」について、「民生委員・児童委員」を「民生委員」と表記したいなら、最初に記載がある場所(P36)で注釈をいれるべきではないか。	委員ご指摘のとおり、「民生委員」の注釈の位置について、P36に変更した。

注：「ページ」欄には、資料2のページ番号を記載している。